

市内循環バス広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内循環バスに掲載する広告の取り扱いに関し、匝瑳市広告掲載に関する要綱（平成19年匝瑳市告示第74号。以下「掲載要綱」という。）及び匝瑳市広告掲載基準（平成20年1月17日市長決裁。以下「掲載基準」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の媒体)

第2条 広告は、乗客定員28人乗りのバス（平和・共興循環及び野田・栄循環運行車両）に掲載する。ただし、車両点検時等に使用する予備車両は除くものとする。

(広告の種類)

第3条 市内循環バスに掲載する広告の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 車内額面広告
- (2) 車内窓面吊下広告
- (3) 車内天井R面広告
- (4) 車内配布型広告

(広告の規格及び広告掲載料等)

第4条 前条の広告の規格、枠数及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、各月の1日から末日までの1箇月単位とし、1回の申し込みにつき、4月1日から翌年の3月31日を掲載終了日とする12箇月を最長とする。

2 車内配布型広告については、掲載期間の途中であっても、広告の配布が完了した時点をもって掲載期間は終了したものとみなす。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 広報そうさへの掲載
- (2) 匝瑳市ホームページへの掲載
- (3) 市内循環バス車内への掲載

2 広告枠に空きが生じたときは、前項各号の方法による募集のほか、民間企業等に対して広告掲載の案内を行うことができる。

3 前項の規定により案内を行う民間企業等及び案内の方法は、環境生活課長が決定する。

(掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、広告の掲載を始めようとする月の前月の10日までに市内循環バス広告掲載申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 掲載しようとする広告案

(2) 業務内容等を明らかにする書類(会社案内、パンフレット等)

(3) 市区町村税の納税証明書(申込者の住所が市外の場合に限る。国民健康保険税は除く。)

2 広告の申し込みは、1申込者につき1台当たり1枠を限度とする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申込書の提出があったときは、速やかに掲載要綱及び掲載基準に基づいて審査を行い、掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、掲載の可否を決定する場合において、必要と認めるときは、広告内容の修正等の条件を付するものとする。

3 広告の申し込みが、募集した広告枠を超えたときは、次に掲げる順位により掲載の可否を決定するものとし、当該順位も同一にあるものについては、抽選により決定するものとする。

(1) 公社、公団、公益法人及びこれらに類する者の広告

(2) 公共性の高い民間企業等で市内に事業所等を有する者の広告

(3) 前号に該当しない民間企業等で市内に事業所等を有する者の広告

(4) 前3号に該当しない者の広告

4 市長は、前3項の規定により掲載の可否を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にあってはその条件を、市内循環バス広告掲載可否決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第9条 前条第4項の規定により広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告掲載者」という。）は、速やかに広告掲載に関する契約を市と締結しなければならない。

（広告掲載料の納入）

第10条 広告掲載者は、市の発行する納入通知書により指定の期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。

（広告内容等の変更）

第11条 市長は、広告の掲載に支障があると認めるときは、広告掲載者に対して広告内容等の変更を求めることができる。

2 広告掲載者は、広告内容等の変更をしようとするときは、市内循環バス広告掲載内容変更申請書（第3号様式）に変更後の広告案を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに掲載要綱及び掲載基準に基づいて審査を行い変更の可否を決定し、その決定の内容を市内循環バス広告掲載内容変更可否決定通知書（第4号様式）により広告掲載者に通知するものとする。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときには、広告掲載者に対して催告その他何らかの手段を行うことなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- （1） 指定する期日までに広告掲載料を納入しないとき
- （2） 指定する期日までに掲載する広告を提出しないとき
- （3） 掲載の決定に付された条件に対して広告掲載者が応じないとき
- （4） 偽りその他不正な行為により掲載の決定を受けたとき
- （5） 広告内容等の変更要求に対して広告掲載者が応じないとき
- （6） 社会情勢の変化等により広告の掲載が適切でないと認めるとき

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、市内循環バス広告掲載取消通知書（第5号様式）により、広告掲載者に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第13条 広告掲載者は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

る。

- 2 広告掲載者は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面によりその理由を付して市長へ申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第14条 前2条の規定により掲載の取り消し又は取り下げをしたときは、納入済の広告掲載料は返還しない。

- 2 広告掲載者の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなくなったときは、納入済の広告掲載料を返還する。
- 3 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告を掲載することができなくなった月以降の納入済月額総額の総額とし、これに利子は付さないものとする。

(広告掲載者の責務)

第15条 広告掲載者は、掲載した広告の内容のほか、広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告掲載者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てについて権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 広告掲載者は、広告の掲載に関する権利を譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。
- 4 第三者から広告に関連して損害を被った旨の請求があったときは、広告掲載者の責任と負担において解決するものとする。
- 5 広告掲載者は、市区町村税を完納していなければならない。ただし、国民健康保険税は除くものとする。

(費用負担)

第16条 広告の制作に要する費用は、広告掲載者の負担とする。

- 2 広告の取り付け及び撤去に要する費用は、市の負担とする。
- 3 掲載された広告が消失又は破損したときにおいて、その修復に要する費用は、広告掲載者の負担とする。ただし、その消失又は破損が市の責めに帰する事由による場合は、市の負担とする。

(バス運行会社への通知)

第17条 市長は、第8条の規定により広告の掲載を決定したとき、若しくは第

12条の規定により掲載の取り消しを行ったとき、又は第13条の規定により広告掲載者から掲載の取り下げの申し出を受けたときは、速やかにその内容等を当該車両の使用者であるバス運行会社へ通知するものとする。

(広告の撤去)

第18条 市長は、広告の掲載期間が終了したとき、若しくは第12条の規定により掲載の取り消しを行ったとき、又は第13条の規定により広告掲載者から掲載の取り下げの申し出を受けたときは、速やかに広告を撤去するものとする。

2 前項の規定により撤去した広告は、市において処分するものとし、広告掲載者へ返却しないものとする。

(広告掲載料の減免)

第19条 市長は、特に必要があると認めるときは、広告掲載料の額を減額し、又は広告掲載料の納入を免除することができる。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、市内循環バスに掲載する広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、市長の決裁の日（平成20年1月23日）から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は、平成21年4月1日以後に掲載する広告について適用する。

附 則

この要領は、市長の決裁の日（平成22年3月11日）から施行し、改正後の別表の規定は、平成22年4月1日以後に掲載する広告について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、市長決裁の日（平成24年3月14日）から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この要領による改正前の要領の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、市長決裁の日（平成25年2月6日）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条第1項の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる申請から適用し、施行日前になされた申請については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに、改正前の第1号様式の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要領は、市長の決裁の日（令和3年4月9日）から施行する。

附 則

この要領は、市長の決裁の日（令和6年7月3日）から施行する。

別表（第4条関係）

種類	規格（mm）	枠数 （1台につき）	広告掲載料 （1枠につき）
車内額面広告	B3・横 （364×515）	2	3,000円
車内窓面吊下広告	A3・横 （297×420）	3	2,500円
車内天井R面広告	B3・横 （364×515）	5	2,000円
車内配布型広告	A4・縦 1束・100枚 （297×210）	2	1,000円

